## 令和5年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	23							府 省 ʃ	宁 名	国土交通	省
対象	税目	個.	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得和	说 <u>固定資産税</u>	事業所税	その他(	都市計画税	)
要望 項目名		鉄	共道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置の延長								
要望内容(概要)			<ul> <li>特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業(速達性向上事業、駅施設利用円滑化事業)により第三セクター等が取得した鉄道施設等</li> <li>特例措置の内容 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市鉄道利便増進事業により整備し、事業の用に供するトンネル 固定資産税:非課税 都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等 固定資産税・都市計画税:課税標準 5年間2/3 延長期間:2年間(令和5年4月1日~令和7年3月31日)</li> </ul>								
関係	条文	:	地方税法 地方税法 地方税法	附則第 14 条 施行令附則領 施行規則附 施行規則附第 15 条 施行令附則領	第10条の 側第5条の 第16項		Į				
減見	収 込額	_	初年度] 改正増減		( 4	<b>\</b> 608 )	[平年度]	_	( ▲3	, 357 ) (単位·	百万円)
要望	理由	一(一設(「高害」き交設」れ、エ	1) 既を2都度をこ実通け現て今ク)の存整)市化調の施結る在い後ト政の備施鉄を整たさ節こ、るとのですが、場合では、のは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	目市、ののるる、る能に去こ、滑的鉄都必利とこ平、のよをろ都な道市要便とと成連高り活で市進れ鉄性もが17絡度促用あ鉄捗ッ道をに必年線化進しりのが	等の一角というでは、ファットの一角というでは、アンドラン・アンドラン・アンドラン・アンドラン・アンドラン・アンドラン・アンドラン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	者の利便を増 るには、既存の はいた。 はいた。 道よの用のでしていた。 はよりによる。 はないた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	)都市鉄道ネッ ドつかない事業 法を制定し、 D向上(速達性 (までいて、	トワークを存の実施に消極国土交事には、通大民の事には、事業のは、事業のは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	が機的に活用を を を の認定や に 問辺整備を か成と本 を り で り で で で で で で で で で で で り で り で り	ために必要な 用して都市鉄 がちな鉄道事 司意を受けた。 と一体的な駅 列措置による。 直通線)の整 図る必要があ づき実施され	は都市鉄道施 道の機等の 様の が。 が。 で を を が。 で る を で る を で る を る る る る る る る る る る る
本要 対応 縮源											

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	都市鉄道利便増進事業については、都市鉄道等利便増進法に基づいて推進しているところである。 政策目標: 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標: 26 鉄道網を充実・活性化させる
合理性	政策の 達成目標	既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化する施設を整備し、所要時間の短縮や乗換回数の減少等により都市鉄道等の利便を増進させる。 【所要時間の短縮効果例】 ・相鉄・JR直通線:二俣川⇒新宿間(59 分⇒44 分:15 分短縮)等 ・相鉄・東急直通線:二俣川⇒目黒間(54 分⇒38 分:16 分短縮)等
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年間(令和5年度~令和6年度)
	同上の期間中 の達成目標	神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線)における速達性向上事業の着実 な実施
	政策目標の 達成状況	神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線(令和元年 11 月 30 日開業)、相鉄・東急直通線(令和 5年3月開業予定))の速達性向上計画に基づき、現在工事が進められているところ。
有効性	要望の措置の 適用見込み	2件 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、相模鉄道(株)
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税等の負担を軽減することで、施設整備主体の累積資金不足の解消が早まる効果が見込まれている。 都市鉄道等利便増進法に基づく事業については、既存施設を有機的に活用して都市鉄道機能の高度化を図るものであるが、事業者にとっては、直接自社の増収に結びつかない事業であり、国等による助成と本特例措置による支援制度を設けることにより促進してきたところである。仮に本特例措置が存在しなければ、事業許可要件である合理的な期間内(概ね30年程度)の累積赤字の解消が遅れ、事業の必要性や妥当性が失われるおそれが生ずるだけでなく、今後予定されている都市鉄道利便増進事業に基づく施設整備の早期の取組みの妨げになり、同事業の目的である短絡線の整備や交通結節機能の高度化等による鉄道ネットワークの利便性の向上、公共交通機関の利用促進、鉄道駅を拠点とする賑わいがあるコンパクトなまちづくり、都市構造の低炭素化及び都市の発展や競争力の強化の実現などの達成が困難となる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	令和5年度都市鉄道利便増進事業費補助 6,736百万円
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	都市鉄道利便増進事業費補助は、施設整備のための投資負担を軽減することにより施設整備を行いやすくするものである一方、本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税等の負担を軽減することで、施設整備主体の累積資金不足の解消が早まることにより、施設整備主体に社会的効用の高い施設を整備・保有することについてのインセンティブを与えるものであり、適切かつ明確に役割分担されている。
	要望の措置の 妥当性	都市鉄道利便増進事業は極めて公共性の高い事業であり、積極的に推進していく必要がある。 事業の推進のためには、本特例措置により維持コストを軽減し、整備主体の累積資金不足の早 期解消を促進することが必要不可欠であり、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道のネット ワークの機能を高度化する施設を整備し、都市鉄道の利便を増進させるという政策の達成のた めの手段として妥当である。

	亚代 20 左曲字结   40 五工四
税負担軽減措置等の	平成 29 年度実績
適用実績 	令和2年度実績 65百万円
	令和3年度実績 85 百万円
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	【固定資産税】 課税標準(固定資産の価格) 平成 30 年度 3, 450, 782 千円 令和元年度 2, 974, 617 千円 令和2年度 7, 134, 123 千円  【都市計画税】 課税標準(固定資産の価格) 平成 30 年度 40, 761 千円 令和元年度 4, 458 千円 令和2年度 4, 458 千円
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税等の負担を軽減することで、施設整備主体の累積資金不足の解消が早まる効果が見込まれていることに加え、今後予定されている都市鉄道利便増進事業に基づく施設整備の早期の取組みを促す効果があり有効である。
前回要望時の 達成目標	神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線)における速達性向上事業の着 実な実施
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	神奈川東部方面線 (相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線) については、速達性向上計画 (H29.3 変更) に基づき、事業が進められているところ。
これまでの要望経緯	平成 17 年度税制改正要望 (創設) 平成 19 年度税制改正要望 (延長) 平成 21 年度税制改正要望 (延長) 平成 23 年度税制改正要望 (延長) 平成 25 年度税制改正要望 (延長) 平成 27 年度税制改正要望 (延長) 平成 27 年度税制改正要望 (延長) 平成 29 年度税制改正要望 (延長) 平成 31 年度税制改正要望 (延長) 令和 3 年度税制改正要望 (延長・縮減): 対象事業から駅施設利用円滑化事業を除外 適用対象から自転車駐車場及び路外駐車場を除外